

令和 2 年 8 月

学校体育施設等利用団体各位

学校体育施設等開放事業の再開に伴う
施設の予約方法について（ご案内）

寒川町教育委員会
教育施設・給食課

コロナウィルスの感染拡大防止措置としての事業休止について、学校体育施設をご利用される皆様のご理解・ご協力をいただき、誠に有難うございました。

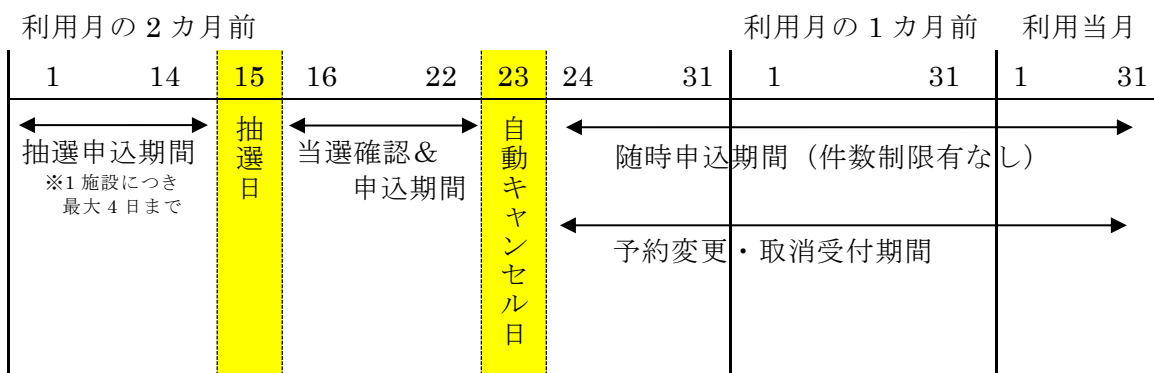
さて、再開に伴う施設の予約方法についてですが、コロナウィルスの感染拡大防止を避ける為、従前の利用団体間の調整により予約を行う方法ではなく、全施設、以下の方法で予約を行うこととします。

この取り扱いについては、現時点でのものであり、今後、変更などを行う場合がございますので、ご承知おきください。また、本事業の連絡事項については、原則、町ホームページで行いますので、各団体でご確認いただきますようお願いいたします。

【予約方法】

- ① 利用月の 2 カ月前の 1 日から抽選日の前日までに、教育施設・給食課あてにメール、FAX、郵送（必着）、または窓口で直接お申し込みください。（※電話での受け付けは行いません。また、システム上からの予約は行わないでください。）
また、この時点で受付可能な予約件数は 1 団体様、1 ヶ月ごとに、1 施設につき 4 日、24 コマまでといたします。
- ② 町は、毎月 15 日に抽選を実施し、その結果をホームページに公開し、公共施設利用予約システムに入力します。（※15 日が休祝日の場合には、その前の開庁日に抽選を行います。）
- ③ 予約申し込みをされた団体は、抽選日の翌日以降に当落を確認いただき、当選された場合には、抽選日の翌日から毎月 23 日の前日（※23 日が休祝日の場合には、その前の開庁日）までの間に役場窓口にて申請書の提出と使用料のお支払いをお願いいたします。（※期間内に手続きが完了しない場合、自動的にキャンセル扱いとし、毎月 23 日、又は 23 日が休祝日の場合には、その前の開庁日に予約の削除を行います。やむを得ず期間内に手続きが出来ない場合にはお手数ですが、ご相談ください）
- ④ 利用料の支払い時、利用許可証を交付しますので、それに基づき、施設利用を行ってください。
- ⑤ 毎月 23 日の翌日（※毎月 23 日の翌日が休祝日の場合には、その後の開庁日）8 時半以降については、先着順・件数制限なしで利用予約を行います。上記と同様に予約申し込みを行い、**利用日の 3 開庁日前までに**申請書の提出と使用料の支払い手続きを行ってください（※期限までに手続きが完了しない場合、町は予約を削除します。3 開庁日以降の予約については、ご相談ください）

イメージ図



例1：10月1日の予約をしたい場合（8月7日時点で）

→8月1日から13日までに予約を申し込み、当選していた場合、8月20日までに役場窓口で申請書提出と使用料の支払いをして、許可証を受け取り、施設利用を行う。（※15日が休日（土）なので、予約締切日が1日繰り上げ。23日が休日（日）なので、申込締め切りが2日繰り上げとなっています）

例2：10月1日の予約をしたい場合（8月24日時点で）（※23日が休日（日）なので、随時予約の開始日は、24日となっています。22,23日に予約申し込みをしても無効扱いになりますのでご注意ください）

→ホームページまたはシステムを確認し、予約が入っていない場合には、先着で予約が可能。利用日の3開庁日前までに、予約と役場窓口で申請書提出と使用料の支払い、許可証を受け取り、施設利用を行う。

予約用メール及びFAXの文例について

予約申請時のメール及びFAXに記載していただきたい事項をまとめました。

参考としていただきますようお願いいたします。

タイトル

「学校体育施設の利用予約について」

本文

「以下のとおり、学校体育施設の利用予約に申し込みます。

ID：0216000000

団体名：寒川わくわく同好会

申請者：寒川 太郎

申請者は、事前に登録されている代表者、連絡者のどちらかとしてください。

学校名：寒川小学校

希望施設：屋外運動場

希望日：令和〇年〇月〇日、〇日、〇日、〇日

希望コマ：12：00～13：00（〇日、〇日）

13：00～15：00（〇日、〇日）

抽選の予約は、最大で1施設につき4日までとしてください

希望日ごとに希望するコマが解るよう
に記載してください。

以上」

【お問合せ先】

寒川町教育委員会 教育施設・給食課 施設・給食担当

電話 0467-74-1111 内線 542

FAX 0467-75-9907

E-mail kyushoku@town.samukawa.kanagawa.jp